≪ このパンフレットをお読みになる前の注意 ≫

次のページからが、厚生労働省労働基準局が作ったパンフレットです。

ご注意いただきたいことは、このパンフレットには、石綿(アスベスト)新法で決まった<u>給付の</u> 一部しか書いていない点です。

アスベスト新法の対象者は大きく分けて次の2つがあります。

- ① 仕事でアスベストを吸わされてしまって発病したので、労災保険で補償されるはずだったの に、時効により労災保険の給付を受けられなかった労働者の遺族
- ② 家族が仕事でアスベストを扱っていて家庭などでアスベストを吸ってしまったり、クボタのようにアスベストを扱う会社の近所に住んでいてたまたまアスベストを吸わされてしまって発病してしまった、家族や一般住民

このうち、このパンフレットは、①の方だけを対象にして作られています。

なぜなら、

- ①の方(パンフレットでは「死亡労働者等」と書いてあります)を受付けるのは、労働基準監督 署、
- ②の一般の方に給付される「救済給付」(パンフレット最後のページに少し書いてあります)を受付けるのは環境省関係の特殊法人の環境再生保全機構、

というように、アスベスト公害を引き起こした原因である「<mark>役所の縦割り」がそのまま</mark>だからです。

受付をするそれぞれの窓口では、「縦割り」ですから、自分たちの仕事の範囲内のことしか対応せず、各窓口で混乱させられることが予想されています。

アスベスト新法の給付は、<u>請求書類を出した後の分からしか出ません。</u>発病してからとか、死亡 した日からとかではありませんので、早めに請求書類を出す必要があります。

「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」や「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」、「全国安全センター」その他全国の支援団体では、常時ご相談を受付けておりますので、ぜひお電話してみてください。

フリーダイヤル 0120-631-202

(縦割り役所が書類の受付を始める 2006 年 3 月 20 日から、22 日までの 3 日間は 特別の体制で相談を受付けます。)

石綿による健康被害 の救済に関する法律 が制定されました

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、 迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に 関する法律」が制定されました。

このパンフレットは、死亡された労働者等の遺族で 労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効に より消滅した方に対する特別遺族年金及び特別遺族一時金 についてまとめたものです。

支給請求の受付は、3月20日から開始されます(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp

■ 救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等*1にかかり、これにより死亡した方(以下「死亡労働者等」といいます。)*2の遺族であって、時効*3により労災保険法に基づく遺族補償給付*4の支給を受ける権利が消滅した方です。

※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行(平成18年3月27日となる予定です。)の前日の5年前の日(平成13年3月26日)までに死亡した方をいいます。

注) 平成13年3月27日以降に死亡した労働者 (特別加入者を含む) の遺族の方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者(特別加入者を含む) が亡くなられた日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時効によって消滅します。

※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者(特別加入者を含む)が業務上の事由による負傷又は疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

■ 救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

- 特別遺族年金
- ① 受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する方です。

- I <u>死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。</u>
- - イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
 - ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にあること。
 - ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にあること又は55歳以上であること。
 - 二 イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹に ついては、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
- III 死亡労働者等の死亡の時から施行日(平成18年3月27日予定)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。
 - ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実 上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと。
 - ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
 - 二 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31 日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続きⅡ二の厚生 労働省令で定める状態にあるときを除く。)。
 - ホ II 二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖 父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又 は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であった とき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上で あったときを除く。)。
 - ※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。
 - ※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害 にある状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

2 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

- ※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。 請求を行う場合は、早めに手続を行ってください。
- ※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。
- ※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領 についての代表者とすることとなります。
- ※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます。) なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

● 特別遺族一時金

- ① 受給者
 - I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。
 - イ 施行日(平成18年3月27日予定)において、特別遺族年金の受給権 者がいないとき。
- 口 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。
- Ⅱ 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。
- イ 配偶者
- ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、 父母、孫及び祖父母
- ハ イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

一時金を受けるべき者の順位は、Ⅱのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあっては、それぞれ口、ハに記載の順です。

2 支給額

I イの場合は、1,200万円

I口の場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額 を差し引いた差額

を支給する予定です。

■請求期限

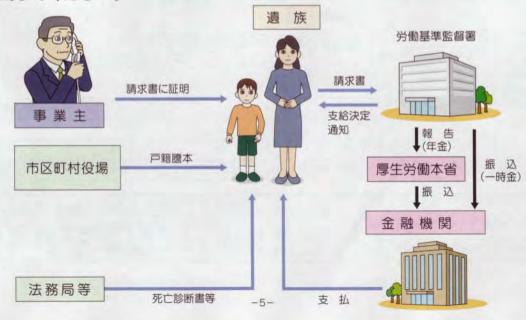
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、①施行日(平成18年3月27日予定)、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は③P4① I口により支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなればなりません。

■請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書(P6)」 を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書(P7)」 を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

※戸籍謄本は、施行日(平成18年3月27日予定)以降の日付で証明されたものを提出してください。



請求書記載例

様式第4号(表面)

石綿健康被害救済法特別遺族年金支給請求書

	Œ) 労 (動保	険 番	号		フリガナ	39 07	9 00			
ptrata						2	氏 名			(男・女)		
府県	所掌	管轄	基章	华 番	号	支番号 外			太郎			
40	1	0 1 1	SA	ΔΔ	ΔΔ	外亡労働者等	生年月日	12/-/		日(68歳)		
③ 発	病年	月日	H (④ 死	亡年月	日代者	職種	鵔	造工			
秋10	年9月	H	垣一一	112	年1/月/5							
⑤ 石	綿ばく露	作業の従	连事時期2	及びそ	の内容							
0,5	103	7年的	与阳	和	の年まる	の間に	二、石、绵	スレートガスへ	7製造1	:従事して		
いた												
	140											
②の者は	について	は、⑤に	こ記載した	たとお	りであること	を証明しま	きす。			△△△△ 局		
					事業の	名称	OX建	一林(株		号0000番		
00	年子	月 27	H		事業場の高	听在地 才	盛岡市村	学多区0-0	郵便番	8/2 -XXXX		
-					事業主の	氏名代	表政統	役 労務		(ii)		
								まその名称及び作		345		
	6)		事業			就業			業務内容			
	外の事業 ける石綿	100	104	木工	PT PE	知 345	平~36年	石:	石綿の吹付け作業			
	作業の従				-0.							
事状況						The state of the s						
7	氏	フリガナ 氏 名		生年月日 住 フリ			所	死亡労働者等との関係	障害の有無	請求人の代表者を選任 しないときはその理由		
請	程学花多		8年9	月之日	久留米	第米市的种节0-0-0		季	ある・ない			
求			年	年 月 日					ある・ない			
1			年	月日					ある・ない			
- * *			年	月日				死亡労働者等との関係	ある・ない			
8	氏	フリガナ 氏 名		生年月日		住 ブリガナ			障害の有無	請求人と生計を 同じくしている		
請求人以外の特別 請求人以外の特別	電学チョ		矮 年2	月 3日	多梅采丰郁年		0-0-0	A	ある・ない	(3)· 1151		
八以外でき			年	月日		1 11 1 2 2 2 2			ある・ない	いる・いない		
の特ける遺			年	月日		1			ある・ない	いる・いない		
別る族			年	月日					ある・ない	いる・いない		
9 清	が付する	書類その	他の資料	名	死	亡於曲	香、户	務謄本				
	る望	2	名 称 預金通帳の記号番号 フリガナ 名 称		※金融機関/							
毎金の払					ハ女 ・ と車・農協・漁協・信組 本店・支店・支所							
しを受けている金融		預金通				一一 当		第 / 2 3	426 号			
		7			※郵便局コード							
関又は郵		名			郵 使 局							
局	局	所	在	地		都道		市君	5			
	后)	5240 V 300				府県	第 号					
							-					

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

839 0000 局 郵便番号-XXXX 電話番号 Δ Δ Δ 备

〇〇年 3月28日 福中中央労働基準監督署長 殿 請求人 住所久留米市御井町〇-〇-〇 氏名 写节 花子 医 通

請求書記載例

様式第7号(表面)

石綿健康被害救済法特別遺族一時金支給請求書

I) 労働	保険番	号		フリガナ	ים לנ	7 7X 7	
府県 所掌	管轄	基幹番	号	枝番号	② 氏 名	厚労	梅子	(男・母)
4 1 0	5 X	XXXX	X		先亡労働者等の ・ 所属事業場		年 3 月 5	
③ 発 病 年	三月日	④ 死	亡年	月日	伽電種		紡織工	
路 60年10月				141	等 の 所属事業場 名 称 所 在 地			
⑤ 石綿はく露昭和 25年 製品を	から昭	和 40年		この形	に、石綿オ	戸等の 石	總紡織	
②の者につ		5に記載したと	事 業 事業場	の名称の所在地;	△○ 紅湖	須賀市 0	- の 郵便	▲○△○ 局 番号 XXXX 番 番号 - XX ○○
			_		代表取締			
(6)	1 x	事業の名利			体であるときに 業 時 期	はその名称及	び代表者の氏名 業務 内	11/2
上記以外の事業 場における石綿 ばく露作業の従 事状況				ar a	215		X 11 1	
フリ	ガナ	生年月	В		フリガナ 住 所		死亡労働者 等との関係	請求人の代表者 を選任しないと きはその理由
京學?	少学	が年5月	5 ⊞	東京本	事我都这个	0-0-0	3	
青	•	年 月		71 47	1174.0			
Ř		年 月	В					
		年月	В		7-75			
		年月	-					
		年月						
③ 添付する書業資 料④ 救済給付にお認定等の有無	名 おける特別:		二於		・戸籍り		申請中 • 不認	窓定・ 受給済
上記により特別	遺族一時分	28 ⊞	します。	書名	求 人 住 表者)の 正	郵便番号~	都千代田	-
横須樹 9	分働基準監督	百省長 殿		31.5	氏	名厚	中一平	(F)
	振込を	希望する銀	行等の	名称		預金	えの種類及び	「口座番号
東亨		銀行・金庫	信組	虎,	門 本店	管通·当 名義人	- 11/	リノノ 号 ・平

■特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方の救済 特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方には 救済給付が支給される場合があります。

《救済給付が受けられる方》

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)と、 この法律の施行前に指定疾病に起因して死亡された方の遺族

《救済給付の内容と支給額》

被認定者に係る給付

医療費(自己負担分) 療養手当(約10万円/月) 葬祭料(約20万円)

この法律の施行前に 死亡された方の 遺族に係る給付

特別遺族弔慰金(280万円) 特別葬祭料(約20万円)

その他

救済給付調整金

《救済給付の申請手続》

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備進められていますが、当面は、独立行政法人環境保全再生機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

「被認定者に係る給付」(現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている 方に対する医療費・療養手当)は、申請のあった日から給付されますので、早急 に申請することをお勧めします。

「この法律の施行前に死亡された方の遺族に係る給付」(特別遺族弔慰金等)は、施行の日から3年以内であれば請求できます。

■問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金について、さらに詳し く内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働 局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931 (3/6開通))までお問い合わせください。